

五十八人の新総代が決定 三年ごと改選 矢祭町商工会で選挙実施

矢祭町商工会(緑川会)の改選総代は、三年ごとの改選にあたり、五月十三日(日)の夜、矢祭町の公民館で総代選挙が実施された。この日は、総代選挙の投票日である。投票時間は午後六時から午後九時まで。投票場所は、矢祭町の公民館である。投票率は、約八十パーセントと高いと見られる。

総代選挙の結果、以下の五十名の候補者が当選した。

◆第一支部(十二名) 藤井 隆一、佐川 建一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二支部(二十八名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第三支部(六名) 藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一

◆第四支部(八名) 藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一

◆第五支部(四名) 藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一、藤井 孝一

◆第六支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第七支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第八支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第九支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十一支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十二支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十三支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十四支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十五支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十六支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十七支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十八支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第十九支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十一支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十二支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十三支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十四支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十五支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十六支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十七支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十八支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第二十九支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

◆第三十支部(二名) 藤井 孝一、藤井 孝一

収集場所から運び不法投棄 いやがらせか 重大犯罪多発

最近、収集場所に出るゴミが、不法投棄され、町民の迷惑が甚だしい。収集場所から運び、不法投棄するケースが増えている。町民からは、収集場所から運び、不法投棄する行為を「いやがらせ」と感じている。町当局は、収集場所から運び、不法投棄する行為を重大犯罪と見做している。町民からの通報を受け、町当局は、収集場所から運び、不法投棄する行為を厳罰化する方針を示している。

収集場所から運び、不法投棄する行為は、町民の迷惑だけでなく、環境汚染の原因ともなっている。町当局は、収集場所から運び、不法投棄する行為を厳罰化する方針を示している。町民からの通報を受け、町当局は、収集場所から運び、不法投棄する行為を厳罰化する方針を示している。



植物のからだを調べる

矢祭町の公民館で、植物のからだを調べるというワークショップが行われた。参加者は、植物の葉や根を観察し、その特徴を調べる。講師は、植物のからだの仕組みを詳しく説明し、参加者の疑問に答えた。ワークショップは、子供から大人まで大盛況で、植物のからだの仕組みに興味を示している。

ワークショップは、植物のからだの仕組みを詳しく説明し、参加者の疑問に答えた。講師は、植物のからだの仕組みを詳しく説明し、参加者の疑問に答えた。ワークショップは、植物のからだの仕組みを詳しく説明し、参加者の疑問に答えた。

祝弔用花輪
祭壇各種、葬具一式
生花、灯笼

さわや造花

矢祭町東館 電話四六一二〇三三

まごころこめた手作りの菓子、
節句用柏もち
ご注文受け承ります。

山本屋菓子店
矢祭町戸塚 旧四六一三五四〇

【定額給付金のお知らせ③】

◆◆◆お手続きはお早めに◆◆◆

第2回目申請締切日：4月30日(木)

① ゆうちよ銀行以外の口座に振込みを希望される方
2回目給付予定日：5月15日(金)

② 窓口での給付を希望される方
2回目給付予定日：5月18日(月) ~ 5月22日(金)

③ ゆうちよ銀行口座への振込みを希望される方
2回目給付予定日：5月25日(月)

※※※添付書類お忘れなく※※※

- 本人確認書類
運転免許証、健康保険証、パスポート、外国人登録証明書などのコピー
- 給付金受取口座確認書類
申請書に記入した受取口座が確認できる預貯金通帳の、表紙をめくった見開きページ(口座名義及び口座番号が記載されているページ)のコピー

※受取口座が「町税、水道料金等の引落又は払込みに使用している口座であって、申請・受給者又は代理人の名義である場合」は、通帳又はキャッシュカードの写しを添付する必要はありません。

◎お問合せ 矢祭町自立総務課
(電話46-3131)

